

様式第2号（第3条関係）

油谷これくしょん貸出（承認・不承認）通知書

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付けで申請のあった油谷これくしょんの貸出しについて、秋田市油谷これくしょん貸出要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

秋田市長 穂 積 志

記

- 1 結果 貸出しを承認する ・ 貸出しを不承認とする
- 2 理由（不承認の場合）

借用目的	
借用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用場所	
運搬方法	
貸出品	

※承認の条件

- (1) 貸出品の引取り、維持管理、修理および返却に要する費用は、借受人が負担すること。
- (2) 借受人は、善良な管理者の注意をもって貸出品を管理し、貸出品の汚損、損傷、亡失、盗難等があった場合は、直ちに市に連絡するとともに、損害賠償の責任を負うこと。
- (3) 貸出品は、第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (4) 貸出品は、貸出し目的以外の用途に使用しないこと。
- (5) 貸出品の展示、印刷物への掲載等をするときには、市の所有物であることを明記すること。
- (6) 貸出品の複製、印刷物への掲載等をしようとするときは、あらかじめ市長の承諾を受けること。
- (7) 使用を終えたときは、速やかに原状に回復し、貸出期間満了の日まで指定された場所に返却すること。

様式第3号（第4条関係）

油谷これくしょん借用書

年 月 日

（宛先）秋 田 市 長

〒
住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付で貸出承認通知のありました油谷これくしょんを借用します。なお、借用するに当たっては、承認の条件を遵守します。

（添付書類）油谷これくしょん貸出承認通知書の写し